

美祢市病院等事業寝具類・清拭タオル類・看護衣等 賃貸借業務及び洗濯業務仕様書【長期継続契約】

1 基本方針

この仕様書は、美祢市立病院、美祢市立美東病院及び美祢市介護老人保健施設グリーンヒル美祢の寝具類、清拭タオル類、看護衣等賃貸借業務及び洗濯業務を実施するための仕様の大要を示すものであり、受託者は、業務の遂行にあたり、病院及び介護老人保健施設（以下「施設」という。）の公共性及び特殊性を認識し、この仕様書に示されていない事項であっても業務の性質上、当然しなければならない業務は勿論のこと、軽微と思われる業務についても、施設担当者の指示に従い、契約金額の範囲内において相互協力して実施するものとする。

2 業務の目的

患者及び入所者に衛生的な診療及び療養環境を提供するとともに、施設の職員が安全に診療及び看護、介護できる環境を整備し、施設経営の効率的な運営を図ることを目的とする。

3 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで【長期継続契約】

※ ただし、期間内に、施設の建て替え等により公共の用に供することができなくなった場合、又は、契約に定める事項に違反又は履行を怠った場合は、期間中であっても解約することができる。

※ この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る委託者の歳出予算の減額又は削減があったときは、委託者は、この契約を変更又は解除することができる。

この場合、受託者は、契約を変更又は解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を委託者に請求することができない。

4 業務内容

（1）寝具類・清拭タオル類・看護衣等賃貸借業務

ア 寝具類・清拭タオル類・看護衣等に関する貸与は、それら洗濯、補修、保管等の諸事項についてであり、詳細は別紙資料「別添1-1～4 仕様等明細書」、「別添2 寝具類の洗濯及び補修等の基準」、「別添3 集配業務の基準」、「別添4-1、2 稼働実績等」、「別添5 看護衣等対象品目及び使用量」、「別添

- 6 洗濯対象品目及び使用量等」のとおりとする。
- イ 使用量の概要は以下のとおりとし、詳細は別添4を参考とすること。
- ・ 美祢市立病院の使用する寝具は一般品とし、基準寝具 126 組、透析寝具 20 組、病棟外寝具(当直用) 3 組とする。
 - ・ 美祢市立美東病院の使用する寝具は一般品とし、基準寝具 100 組、病棟外寝具 11 組とする。
 - ・ 美祢市介護老人保健施設グリーンヒル美祢の使用する寝具は防災品とし、基準寝具 70 組とする。
 - ・ 清拭タオル類及び検査衣については、各施設の指定した数量を随時提供できるものとする。
 - ・ 看護衣等の仕様は、別添5のとおりとし、契約後の追加分については契約時リース期間の残期間に関係なく、一律単価を設定し、見積書に記載することとする。
- ※ 数量については、現時点での必要数のため、契約締結までに若干の変動があるものとする。
- ウ 使用場所は施設所在地内とし、施設までの往復に要する経費は受託者の負担とする。集配業務については、別添3のとおり現行と同様の週2回(月・木)とする。
- エ 掛布団、ベッドパッド、肌掛ブランケット、枕、敷布団は年1回以上、その他カバー類は週1回以上受託者の負担において洗濯、補修、仕立て直しを行い、衛生的かつ清潔な寝具類を提供するものとする。
- 寝具類の洗濯及び補修等の基準は別添2のとおりとする。
- オ 掛布団等、夏期の不使用时は受託者にて保管するものとする。
- カ 新調したものであることとする。
- キ 対象物品の概要は以下のとおりとし、搬入・回収・保管等の役務を含む。詳細は別添1のとおりとする。
- (ア) 基準寝具・当直用等病棟外寝具の1組分内訳
- ・ 掛布団 1 枚 (夏期不使用时)
 - ・ ベッドパッド (敷布団) 1 枚
 - ・ 肌掛ブランケット 1 枚
 - ・ 枕 1 個
 - ・ シーツ 1 枚
 - ・ 包布 1 枚 (3枚は夏期不使用)
 - ・ 枕カバー 1 枚
- (イ) 検査衣

(ウ) 清拭タオル類その他

- ・清拭タオル
- ・おしぼり
- ・バスタオル
- ・防水シート

ク 受託者は交換作業を円滑にするため必要数のランドリーバッグを準備し、また、汚染物とその他のものを区別するためランドリーバッグ、架台等を施設内に必要数常備するものとする。

(2) 洗濯業務

ア 洗濯物は善良な注意のもとに洗濯し、仕上げを指定するものは糊付け又はプレスの上、入念な仕上げをする。汚ガーゼについては洗濯後、引き伸ばし巻き取り後 1 kg 毎に簡易包装を行う。

品目別の仕上げについては、別添 6 「洗濯対象品目及び使用量等」中の「仕上方法」の欄を参考とすること。

イ 洗濯物に受託者の責によらない破損・汚損等がある場合は、施設の担当者に報告し承認を得るものとし、その他洗濯及び仕上げ工程により生じた破損品・汚損品又は紛失品は受託者が弁償しなければならない。

ウ 納品及び回収については以下のとおりとする。

- ・ 受け渡し場所については、施設側が指示する場所とする。
- ・ 受け渡し時期は、原則、毎週月曜日と木曜日の 2 回とする。

エ 洗濯対象品目及び使用量は、別添 6 「洗濯対象品目及び使用量等」を参考とすること。

5 その他

この業務は、医療法第 15 条の 3 第 2 項の規定により委託するものであるので、医療法施行規則第 9 条の 14 の寝具類の洗濯業務の規定の受託者側が守るべき事項を遵守し、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 5 年 2 月 15 日厚生省健康政策局長通知）の第三の「8 患者等の寝具類の洗濯の業務」に関する事項、及び「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日厚生省健康政策局指導課長通知）の「第八 患者等の寝具類の洗濯の業務について」に十分に留意すること。

この仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。